

入札公告

2号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和6年7月10日

東広島市長 高 埠 廣 德

1 工事名	令和6年度 道路維持修繕事業 道路舗装工事（安芸津地区）
2 工事管理番号	7-106-0123
3 工事場所	東広島市安芸津町三津
4 工事概要	印内市之畠線 延長 L=623m 舗装版破碎 A=1,610m ² 、アスファルト舗装工 A=1,610m ² 、アスカーブ L=40m 隠畠野山線 延長 L=260m 舗装版破碎 A=650m ² 、アスファルト舗装工 A=650m ²
5 工期	契約日の翌日から令和7年1月24日まで
6 予定価格	22,388,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
7 最低制限価格	有り
8 建設工事の種類	舗装工事
9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項	次に掲げる要件を全て満たしていること。（2）から（5）までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	舗装工事								
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要								
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	不要								
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者								
(5) 認定等級又は年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和5・6年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう（東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者に限り、年平均完成工事高は問わない）。	<table><tr><td>ア</td><td>東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者</td><td>認定等級（格付け）</td><td>A</td></tr><tr><td></td><td></td><td>年平均完成工事高</td><td>問わないものとする</td></tr></table>	ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A			年平均完成工事高	問わないものとする
ア	東広島市内に主たる営業所かつ本店を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A						
		年平均完成工事高	問わないものとする						

10 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）

- 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- 落札者は契約後、次のいずれにも該当する技術者を主任技術者として配置しなければならない。
 - 舗装工事業に係る主任技術者の資格を有する者
 - 舗装工事の経験（監理技術者（特例監理技術者含む）、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者 ※原則、工事の全期間に従事した者であること。
 - 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者
 - 配置時点で、他に配置されている工事が4件以下で、いずれも専任技術者を要件とせず、かつ請負金額が4,000万円（税込）未満であること。
※請負対象設計金額（税込）4,000万円未満（建築一式工事にあっては、8,000万円未満）の災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限を緩和する特例措置を講じている。詳細は、「平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事に係る主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について」を参照すること。
- 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照

1.1 入札参加及び提出資料

本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。

1.2 日程等に関する事項

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
公 告 日	令和6年7月10日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設 計 図 書 の 閲 覧	令和6年7月10日～ 令和6年7月16日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質 問 書 提 出 期 間	令和6年7月10日～ 令和6年7月18日	質問書（様式第7）により地域振興部安芸津支所産業建設課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回 答 書 閲 覧 期 間	令和6年7月24日～ 令和6年7月29日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入 札 期 間	令和6年7月26日 (午前9時～午後5時) 及び 令和6年7月29日 (午前9時～午後4時)	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開 札 日 時	令和6年7月30日 午前9時10分	電子入札室（本館4階）で行う。
事 後 審 査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

1.3 問合せ先

東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）